

入 札 公 告

平成30年度調餌室の屋根塗装修繕業務について、次のとおり一般競争入札（事前審査・持参方式）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成30年8月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度 平成30年度
- (2) 業務の名称 平成30年度調餌室の屋根塗装修繕業務
- (3) 業務場所 和歌山県紀の川市桃山町調月32-3
和歌山県水産試験場内水面試験地
- (4) 業務の内容 仕様書のとおり
- (5) 履行期限 平成30年11月30日まで
- (6) 最低制限価格 設定なし
- (7) 施工形態 単体企業
- (8) 前払金 無
- (9) 部分払 無
- (10) 入札保証金 要
- (11) 契約保証金 要
- (12) 議会の議決 不要

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、平成30年8月17日（金）現在において、次の要件をいずれも満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (4) 和歌山県の発注する建設工事の入札資格を有する者であり、和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準（平成19年11月13日施行）に規定する入札参加資格認定通知書において、塗装工事業の入札参加可能ランクがWであること。
- (5) 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱（昭和62年12月21日制定）に基づく入札参加除外を受けていない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。

- (8) 和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準における格付けの取り消しを受けていない者であること。
- (9) 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。
- (10) 那賀振興局建設部、伊都振興局建設部、海草振興局建設部のいずれかの管内に主たる営業所を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課（以下「和歌山県農林水産総務課」という。）

(2) 期間

平成30年8月17日（金）から同年9月9日（日）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで。

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

- (3) 仕様書及び入札説明書に対して質問がある者は、平成30年8月24日（金）午後5時までに和歌山県農林水産総務課に対して、書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 現場確認を行う場所及び期間等

(1) 場所

和歌山県紀の川市桃山町調月32-3

和歌山県水産試験場内水面試験地

(2) 期間

平成30年8月17日（金）から同月24日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで。

- (3) 現場確認を希望する場合は、事前連絡のうえ、和歌山県水産試験場内水面試験地の職員の立ち会いのもとに行うこと。

6 一般競争入札参加の申出の方法及び入札参加資格の審査に関する事項

この一般競争入札に参加するためには、入札の事前において、入札参加資格確認申請書類を提出し、入札参加資格要件の適格認定を受けなければならない。

その手続き等については、入札説明書のとおり

(1) 入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間

ア 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県農林水産総務課

イ 期間

平成30年8月17日（金）から同月29日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

(2) 入札参加資格確認申請書類等についての質問

4の(3)に同じ。(仕様書及び入札説明書についての質問として取り扱うものとする。)

7 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館3階 農林水産部会議室

イ 入札日時

平成30年9月10日（月）午前11時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書又はその写しを持参するものとする。

8 入札方法

(1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(2) 郵便、電信による入札は認めない。

9 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載する金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

10 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

11 入札の無効に関する事項

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県からこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等、入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

12 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県農林水産総務課の職員にくじを引かせるものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

13 契約書の要否

要

14 その他

この一般競争入札及びそれに基づく契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 入札事務に関すること

所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地

名 称 和歌山県農林水産総務課

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2862 (直通)

ファクシミリ番号 073-433-3024

(2) 現場確認に関すること

所在地 和歌山県紀の川市桃山町調月32-3

名 称 和歌山県水産試験場内水面試験地

電話番号 0736-66-0171

入 札 説 明 書

「平成30年度調餌室の屋根塗装修繕業務」

平成30年度調餌室の屋根塗装修繕業務に係る入札公告に基づく一般競争入札（事前審査・持参方式）については、関係法令に定めるほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知の上、入札しなければならない。入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

記

1 入札公告年月日

平成30年8月17日（金）

2 一般競争入札に付する事項

- | | |
|------------|--------------------------------------|
| (1) 事業年度 | 平成30年度 |
| (2) 業務名 | 平成30年度調餌室の屋根塗装修繕業務 |
| (3) 業務場所 | 和歌山県紀の川市桃山町調月32-3
和歌山県水産試験場内水面試験地 |
| (4) 業務概要 | 仕様書のとおり |
| (5) 履行期限 | 平成30年11月30日まで |
| (6) 最低制限価格 | 設定なし |
| (7) 施工形態 | 単体企業 |
| (8) 前払金 | 無 |
| (9) 部分払 | 無 |
| (10) 入札保証金 | 要 |
| (11) 契約保証金 | 要 |
| (12) 議会の議決 | 不要 |

3 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、平成30年8月17日（金）現在において、次の要件をいずれも満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (4) 和歌山県の発注する建設工事の入札資格を有する者であり、和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準（平成19年11月13日施行）に規定する入札参加資格認定通知書において、塗装工事業の入札参加可能ランクがWであること。
- (5) 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。

- (6) 和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱（昭和62年12月21日制定）に基づく基づく入札参加除外を受けていない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。
- (8) 和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準における格付けの取り消しを受けていない者であること。
- (9) 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。
- (10) 那賀振興局建設部、伊都振興局建設部、海草振興局建設部のいずれかの管内に主たる営業所を有する者であること。

4 入札参加資格確認申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書（事前審査用）（様式ア）
 - イ 和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準に規定する入札参加資格認定通知書の写し
- (2) (1) の入札参加資格確認申請書類の用紙等を交付する場所及び期間
 - ア 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課（以下「和歌山県農林水産総務課」という。）
 - イ 期間
平成30年8月17日（金）から同月29日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで。
- (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成30年8月24日（金）午後5時までに和歌山県農林水産総務課に対して、書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
書面の様式は、仕様書等に関する質問申出書（様式1）とする。
- (4) 質問については、原則として平成30年8月28日（火）までに書面（ファクシミリを含む。）により回答し、その内容については、和歌山県ホームページへの掲載の方法及び和歌山県農林水産総務課での備え付けの方法により公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものにあつては、和歌山県農林水産総務課の担当者の口頭による回答のみとすることができる。
- (5) 入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間等
 - ア 場所
(2) のアに同じ。
 - イ 期間
(2) のイに同じ。
入札参加資格確認申請書類は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
書留郵便による郵送の場合は、提出期限（受付期間の最終日）の午後5時までに必着のこと。

ウ 郵送の場合には、必要な確認等は電話で行うこととするため、その連絡が取れない場合、必要な説明が得られない場合その他必要な書類が欠けている場合には受付できない、又は参加資格要件不適格となる。

エ 提出に際して、必要となる添付書類のうち一つでも不足があれば受付できないので、十分確認の上、提出するものとする。

再提出は、受付期間内に、迅速に行うものとする。

オ 受付期間後の入札参加資格確認申請書類の差し替え及び再提出は認めない。

カ 入札参加資格確認申請書類の作成及び申請（提出を含む。）に関する費用は、申請者の負担とする。

キ 入札参加資格確認申請書類は、返却しない。

5 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格要件適格認定通知書（以下「適格認定通知書」という。）又は一般競争入札資格要件不適格認定通知書を、平成30年9月6日（木）までに郵送により送付する。

6 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（1）一般入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

（2）（1）の説明は、5の通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。

（3）（2）の書面は、持参又は書留郵便により4の（2）アに掲げる場所に提出するものとする。

（4）説明を求めた者に対する回答については、（2）の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面により行うものとする。

7 現場確認を行う場所及び期間等

（1）場所

和歌山県紀の川市桃山町調月32-3

和歌山県水産試験場内水面試験地

（2）期間

平成30年8月17日（金）から同月24日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで。

（3）現場確認を希望する場合は、事前連絡のうえ、和歌山県水産試験場内水面試験地の職員の立ち会いのもとに行うこと。

8 一般競争入札の場所及び日時等

（1）一般競争入札執行の場所及び日時等

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館3階 農林水産部会議室

イ 入札日時

平成30年9月10日（月）午前11時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

9 入札の方法に関する事項

(1) 入札に参加する者は、所定の入札書（様式2）に入札する事項を記入して行うこと。

ア 入札金額は、業務を完了するための価格の総額とする。

また、業務に係る一切の諸経費を含めた額とする。

イ 入札書には、業務の名称その他必要事項を明記した上、入札者の氏名（商号（屋号）を含む。法人にあっては、その名称及び代表者の氏名。以下同じ）を記入して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。代理人が入札する場合にあっては、入札者の氏名及び代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記入して押印をしておかなければならない。

ウ 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の入札金額は、訂正することができない。

エ 入札書を入札箱に投函した後は、入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の商号又は名称、業務名及び入札年月日を表示すること。ただし、12の(3)による再度の入札にあっては、この限りではないこと。

(4) 郵便、電信による入札は認めない。

(5) 入札及びその執行については、次に掲げる事項に則り行うものとする。

ア 入札は、開始時間に遅刻した者は参加できない。

イ 入札に参加できないときは、開始時刻までにその旨を連絡すること。

ウ 入札の場所に入室する者は、原則として1入札者（業者）1人とし、入室時に適格認定通知書を提示又はその写しを提出するものとする。この場合において、入札者の代理人は当該入札についての委任状（様式3）を提出しなければならない。

エ 入札は、入札者又はその代理人が入札箱に自ら投函して行うものとする。

オ 入札執行者は、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期（中断を含む。）し、又は取りやめることができる。入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときも、同様とする。

10 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金の納付の際には、適格認定通知書又はその写しを提示すること。

(2) 入札に参加しようとする者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載する金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額の100分の5以上の額の入札保証金又はこれに代わる担保を、入札場所において入札日の午前10時から午前10時45分までの間に納付し、

又は提供すること。

入札保証金の納付方法、納付の免除、還付等については、別紙「入札保証金及び契約保証金に関する取扱」のとおりとする。

- (3) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供しなければならない。

契約保証金の納付方法、納付の免除、還付等については、別紙「入札保証金及び契約保証金に関する取扱」のとおりとする。

- (4) 和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第87条第3号の規定による入札保証金の免除を受けようとする場合には、入札保証金免除申請書（様式4）により、平成30年9月3日（月）午後5時までに、4の（2）アに掲げる場所に届け出なければならない。

提出方法は、持参又は書留郵便とすること。

申請者には、入札保証金免除結果通知書により通知するものとする。

11 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請及び書類提出を行った者がした入札。
- (2) 必要な書類を事前に提出している入札参加資格保有者のうち、入札時点において3に掲げる要件を満たしていない者のした入札。
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札。
- (4) 入札者が同一事項に対し、2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札。
- (5) 入札者が他人を代理し、又は代理人が他の入札者の代理を兼ねた場合のそのいずれもの入札。
- (6) 入札保証金を免除した場合を除き、入札保証金が10の（2）に規定する金額に達しないとき。
- (7) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札。
- (8) 記名押印を欠いた入札書による入札。
- (9) 金額を訂正した入札書による入札。
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札。
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札。

12 落札者の決定に関する事項

- (1) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県農林水産総務課の職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (4) 入札執行直後に入札談合に関する情報があった場合又は談合の疑いがある不自然な入札が行われた場合、その調査確認のため必要な期間、落札者の決定及び落札者との契約締結を保留することができるものとする。
- (5) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が3に掲げるいずれか

の要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

13 その他

(1) その他入札執行者が指示する事項を遵守すること。

(2) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 入札事務に関すること

所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地

名 称 和歌山県農林水産総務課

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2862 (直通)

ファクシミリ番号 073-433-3024

イ 現場確認に関すること

所在地 和歌山県紀の川市桃山町調月32-3

名 称 和歌山県水産試験場内水面試験地

電話番号 0736-66-0171

別紙「入札保証金及び契約保証金に関する取扱」

1 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載する金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額の100分の5以上の額の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供しなければならない。

入札保証金が所定の額に達しない者がした入札は、無効となる。

入札保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。提供される担保の価値は、次のとおりである。

ア 国債又は地方債	債権金額(割引の方法で発行された国債又は地方債であって担保の提供の日より5年以内に償還期限が到来しないものについては、発行価格)
イ 鉄道債券その他の政府の保証のある債券、資金運用部資金法(昭和26年法律第100号)第7条第1項第9号に規定する金融債	額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額)の8割に相当する金額
ウ 知事が確実と認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。)の保証(当該保証を証する書面を提出すること)	保証証書に記載された保証金額
エ 銀行が振り出し、又は支払保証をした持参人払式小切手(和歌山又は新宮の手形交換所で換金可能なもの)	小切手金額
オ 銀行が引き受け、又は保証し、若しくは裏書きをした手形	手形金額(その手形の満期日が当該手形を提供した日の1月後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額)
カ 銀行に対する定期預金債権(当該債権に質権を設定し、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行の承諾を証する確定日付のある書面を提出すること)	当該債権証書に記載された債権金額
キ その他確実と認められる担保	知事の定める額

(2) 次の場合は、入札保証金の納付を免除できる。

ア 保険会社との間に和歌山県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

イ 知事が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社との間に契約保証の予約をし、それを証する書面を提出する場合。

ア又はイに係る証券等は平成30年9月3日（月）午後5時までに、和歌山県農林水産総務課へ提出すること。

ウ 過去2年間に国（公団等を含む。）又は地方公共団体と同種同規模の契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合。

同規模とは、同種の業務について、予定価格のおおむね50パーセント以上の金額で契約を締結し、履行した実績とする。

① 契約書の写し（業務の名称、契約期間、契約金額等がわかるもの）

② ①に係る仕様書等の写し（履行した業務の内容がわかるもの）

入札保証金免除申請書（様式4）により平成30年9月3日（月）午後5時までに和歌山県農林水産総務課へ提出しなければならない。

ア、イ又はウのいずれの場合も提出方法は、持参又は書留郵便とすること。

(3) 入札保証金又は担保については、落札者のものを除き入札終了後に還付する。

落札者には契約保証金納付後に還付するが、本人の申出により契約保証金に充当することができる。

なお、落札者が契約を締結しないときは、落札者が納付した入札保証金（納付に代えて提供された担保を含む。）は、県に帰属する。

2 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供しなければならない。

契約保証金は、契約履行後還付する。

(2) 契約保証金に代わる担保の種類は、1の(1)のAからキとする。

ただし、次の場合は、契約保証金の納付を免除できる。

ア 保険会社との間に和歌山県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出したとき。

イ 過去2年間に国（公団等を含む。）又は地方公共団体と同種同規模の契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出したとき。

① 契約書の写し（業務の名称、契約期間、契約金額等がわかるもの）

② ①に係る仕様書等の写し（履行した業務の内容がわかるもの）

契約の相手方（落札者）は、契約保証金免除申請書（様式5）により提出すること。

(様式ア)

一般競争入札参加資格確認申請書（事前審査用）

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

名称又は商号

代表者職氏名

㊞

（担当者名 ）

（電話番号 ）

（FAX番号 ）

平成30年8月17日付けで入札公告のあった下記の一般競争入札に係る入札参加要件確認のため、関係書類を添えて申請します。

なお、一般競争入札参加資格確認申請書（事前審査用）及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札事項名

入札に付する 事 項	事業年度	平成30年度
	業 務 の 名 称	平成30年度調餌室の屋根塗装修繕業務
入札を行う 場所及び日時	場 所	和歌山県庁東別館3階 農林水産部会議室
	日 時	平成30年9月10日 午前11時から

2 添付書類

- （1）和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準に規定する入札参加資格認定通知書の写し

様式1

仕様書等に関する質問申出書

平成 年 月 日

発注機関名	和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課	公告日	平成30年8月17日
事業年度	平成30年度		
業務名	平成30年度調餌室の屋根塗装修繕業務		
業務場所	和歌山県水産試験場内水面試験地		
質問者	所在地		
	商号又は名称		
	代表者氏名		
	担当者の所属・氏名		
	電話番号		
	FAX番号		
質問事項			

入 札 書

入 札 金 額

百	十	万	千	百	十	円

ただし、

平成 3 0 年度調餌室の屋根塗装修繕業務に係る入札金

上記のとおり入札します。

平成 3 0 年 9 月 1 0 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名



(代理人の場合)

氏 名



和歌山県知事 様

備考

- 1 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- 2 記載する金額の数字はアラビア数字で表示すること。
- 3 金額を訂正したものは無効とする。
- 4 金額以外の訂正又は抹消箇所には押印すること。

様式 3

委 任 状

私は、㊟ を代理人として

平成 3 0 年 9 月 1 0 日に入札する下記業務の入札に関する一切の権限を委任します。

記

- | | |
|---------|-----------------------|
| 1 事業年度 | 平成 3 0 年度 |
| 2 業 務 名 | 平成 3 0 年度調餌室の屋根塗裝修繕業務 |

平成 年 月 日

委任者
住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

㊟

和歌山県知事 様

入札保証金免除申請書

平成 年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
名称又は商号
代表者氏名

印

和歌山県財務規則第 87 条第 3 号の規定により、入札保証金の免除を受けたいので、関係資料を添えて申請します。

記

1 入札事項

入札に付する	業務年度	平成 30 年度
	業 務 名	平成 30 年度調餌室の屋根塗装修繕業務
入札を行う	場 所	和歌山県庁東別館 3 階 農林水産部会議室
場所及び日時	日 時	平成 30 年 9 月 10 日 午前 11 時から

2 国（公団等を含む。）又は地方公共団体との契約実績

発注者	契約の業務名等	契約日	完了日	契約金額

※過去 2 年間で、同種・同規模の実績を 2 件以上記載してください。

上記記載の契約について、契約期間内に履行し、検査に合格したことに相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

住 所
名称又は商号
代表者氏名

印

※ 上記を証明する資料として次の書面を必ず添付してください。

- (1) 契約書の写し（業務の名称、契約期間、契約金額等がわかるもの）
- (2) 2 に記載した契約に係る仕様書等の写し（履行した業務の内容が分かるもの）

契約保証金免除申請書

平成 年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
名称又は商号
代表者氏名

印

和歌山県財務規則第93条第3号の規定により、契約保証金の免除を受けたいので、関係資料を添えて申請します。

記

1 入札事項

入札に付する	業務年度	平成30年度
	業 務 名	平成30年度調餌室の屋根塗装修繕業務
入札を行う	場 所	和歌山県庁東別館3階 農林水産部会議室
場所及び日時	日 時	平成30年9月10日 午前11時から

2 国（公団等を含む。）又は地方公共団体との契約実績

発注者	契約の業務名等	契約日	完了日	契約金額

※過去2年間で、同種・同規模の実績を2件以上記載してください。

上記記載の契約について、契約期間内に履行し、検査に合格したことに相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

住 所
名称又は商号
代表者氏名

印

※ 上記を証明する資料として次の書面を必ず添付してください。

- (1) 契約書の写し（業務の名称、契約期間、契約金額等がわかるもの）
- (2) 2に記載した契約に係る仕様書等の写し（履行した業務の内容が分かるもの）

契 約 書(案)

和歌山県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、平成３０年度調餌室の屋根塗装修繕業務について、次のとおり契約を締結する。

- 1 事業年度 平成３０年度
- 2 業務名 平成３０年度調餌室の屋根塗装修繕業務
- 3 契約金額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 4 履行期限 平成３０年１１月３０日まで
- 5 契約保証金 (A) 金〇〇〇円とする。
(B) 免除

(注) 場合に依り、(A)又は(B)を選択します。

(修繕業務)

第１条 乙は、別添仕様書により、上記業務を行うものとする。

(検査及び引き渡し)

第２条 乙は、修繕前後の状態や作業状況の写真を添付した業務完了届を作成し、修繕業務終了後すみやかに甲に提出しなければならない。これに要する費用は乙の負担とする。

2 甲は、前項の業務完了届の提出を受けたときは、すみやかに検査を行うものとする

3 甲は、前項の検査の結果不相当と認めたときは、乙にやり直し等を命じることができるものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

(代金の支払)

第３条 乙は、前条の検査に合格したときは、甲に対して代金の支払を請求し、甲は、適法な請求書受理後、３０日以内にこれを支払うものとする。

2 甲は、その責めに帰する理由により代金の支払が遅れたときは、当該未払額につきその遅延日数に応じ、年２．７パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

(委託の禁止)

第４条 乙は、この修繕業務の全部又は一部の処理を第三者に請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(履行遅滞)

第５条 甲は、乙が正当な理由がなく、業務完了期日までに契約を履行しないときは、遅延日数に応じ、代金について年５．０パーセントの割合で違約金を徴収することができる。

(契約の変更)

第６条 甲は、この契約の締結後の事情により、業務の内容の変更をすることができる。この場合において、代金または履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 乙は、天変地異その他不可抗力により履行期限までに修繕業務を完了することが困難になったときは、甲に対して遅滞なくその理由を付した申出書を提出し、甲と協議のうえ、この契約の解除又はこの契約の一部を変更することができる。

(甲の解除権)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 履行期限までにこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 契約履行に不正の行為があると認められたとき。
- (3) この契約、または法令に違反したとき。
- (4) 乙が、次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙の役員又はその支店、営業所等を代表する者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 乙が、委託業務の一部を第三者に再委託する場合において、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を委託業務の一部の再委託契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- (5) 乙から前条の規定による事情によらないで契約解除の申出があったとき。

2 (A) 前項の規定によりこの契約を解除したときは、契約保証金は、甲に帰属する。

(B) 前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、契約金額の10パーセントに相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

(注) 契約保証金で(A)を使用するときは(A)、(B)を使用するときは(B)をそれぞれ使用するものとします。

(損害の負担)

第8条 前条の契約解除による乙の損害については、甲は負担しない。

(臨機の措置)

第9条 乙は、災害防止にため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

- 2 乙は、前項の措置をとろうとする場合は、あらかじめ甲の意見を求めなければならない。ただし緊急やむ得ない場合においてはこの限りではない。

3 乙は、第1項の措置をとった場合は、そのとった措置及びその結果について、遅滞なく甲

に通知するものとする。

4 甲は、災害防止又は業務の施行上必要があると認めたときは、乙に対して必要な措置をとることを求めることができる。

5 第1項及び前項の措置に要した費用については、甲乙協議してその負担額を定めるものとする。

(損害の賠償)

第10条 業務執行にあたり、第三者に被害を与えたときには、その損害賠償は乙が負担するものとする。ただし、甲の責に帰する事由による場合はこの限りではない。

第11条 修繕業務に関して生じた損害は、全て乙の負担とする。ただし、甲の責に帰する場合はこの限りではない。

第12条 乙は、天災地変その他不可抗力により修繕物件について、損害が生じたときは遅延なく、甲に通知するものとする。

2 前項の損害については、甲乙協議しその負担額を定めるものとする。ただし、乙が第9条の臨機の措置を怠った結果発生した損害については、これを乙が負担するものとする。

(秘密の保持)

第13条 乙は、修繕業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。修繕業務後も同様とする。

(その他)

第14条 この契約に定めのない事項で必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年○月○日

甲 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

乙 住所
氏名

印